

TITLE

TRANSLATION BY

R. Kataoka

COMPLETED

June 10, 47

CHECKED BY

T. Harukis

COMPLETED

June 12, 47

TYPED BY

J. Sugan

COMPLETED

June 13

側文書  
辯護書類一五〇〇一〇二

Translated by R. Kataoka

合衆口第七十九議會才一期

真珠湾攻撃共同調査

委員會事務手帳

文書第三十二号

抜萃ト

全米國會議員第十屆第七十九會議第一期

證據事類 文書 第三十二号

陸軍省布陸問電報 (自一九四一年(昭和十六年)七月一日)

一九四一年(昭和十六年)九月七日

陸軍省

(十四) 一九四一年(昭和十六年)十一月二十八日

アーノルト

布陸空軍宛

主題 題目 - サボター

(十四) 秘密

発信番号 四八四、十月三十一日

優先順位  
指揮部先取  
布陸領土シフト  
要害、ハワイ部司令官宛

司令官 達ス。  
要領 次  
布陸空軍指揮部へ配意  
大率、長手、如十指令

貴官統帥 兼 指揮下、全官衛部隊、発せらるる度ニ、

~~原 mistyped  
desired that...~~

則々陸軍省の調査責任の範囲内たるに破壊的行動に對し

(第三節 中部SR三〇一四五) 以下、危険なる状態ハ凡

参照

此豫防策ヲ講スルヲ要ス。且又 以下諸項ニ備フル為メ 必要ナル凡ニ附加的對策

加貴官ニヨリ即刻着手セラルルヲ要ス、則々破壊的宣傳ニ對シ

貴官ノ人 防衛員ヲ防護スルコト、間諜ニ對シ凡ニ活動ヲ防護

スニト、及ビ貴官ノ施設、財産及ビ官衙ノ警備ヲ對スル

衛 凡ユル非合法的手段ハ之ヲ 依テ法規ニ據テ建てる認メザルハ繰返シ述

ベズ。 不中要ナル宣傳ヲ避ル有 防護策

保守ニ缺クベカラザルモノニ限定スルベシ。 (尚本年十二月五日又

此以前ニ陸軍空軍長官宛貴官カ此指令ニ基キテ

着手サレタル凡ニ此処置ニツキ報告アリ度シ) 四者名アリノルト。

秘 A.F. 才四六一号 アダムス。

(四七五珠塔攻出カ一才十四卷一三三〇頁)